

## 八丈町一般廃棄物処理施設 維持管理情報 (平成29年度)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成23年法律第34号。平成22年5月19日公布。)により、改正後の同法第9条の3第6項(平成23年4月1日施行)の規定により、廃棄物処理施設の維持管理情報を下記のとおり公表します。

八丈町住民課

最終更新日:平成30年2月2日

情報の公表期間:平成33年7月31日

施設名	八丈町クリーンセンター													
施設住所	東京都八丈島八丈町大賀郷4341番地1													
平成 29 年度	維持管理上の基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
<b>一般廃棄物</b>														
A系 可燃ごみ量(ton)	-	114.45	134.79	119.33	127.19	143.71	125.86	118.78	92.03	126.69	118.46			
B系 可燃ごみ量(ton)	-	117.39	143.30	119.53	133.23	143.08	109.55	107.27	144.01	117.29	101.42			
<b>燃焼室中の燃焼ガス温度</b>														
測定を行った位置	-	A系 焼却炉出口												
測定結果月平均値( )	800以上	921	928	872	926	920	913	910	926	921	916			
測定を行った位置	-	B系 焼却炉出口												
測定結果月平均値( )	800以上	883	889	898	909	899	891	879	877	883	893			
<b>集塵機に流入する燃焼ガス温度</b>														
測定を行った位置	-	A・B系共通 集塵機入口												
測定結果月平均値( )	概ね200	175	178	174	179	182	178	176	173	171	174			
<b>排ガス中の一酸化炭素濃度</b>														
測定を行った位置	-	A・B系共通 集じん器出口ダクト												
測定結果月平均値(ppm)	100以下	18	20	20	23	18	18	20	25	18	17			
<b>冷却設備及び排ガス処理設備に堆積したばいじんを除去した年月日</b>														
年月日	-	運転毎	運転毎	運転毎	運転毎	運転毎	運転毎	運転毎	運転毎	運転毎	運転毎	運転毎	運転毎	
<b>排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度</b>														
排ガスを採取した位置	-	A・B系共通 集じん器出口ダクト												
測定結果	硫酸化物月平均値(ppm)	100以下	27	31	24	23	23	22	20	22	18	18		
	塩化水素月平均値(ppm)	430以下	66	68	54	51	59	53	49	48	43	44		
	窒素酸化物月平均値(ppm)	250以下	118	120	117	116	111	114	117	122	121	121		
<b>排ガス中のダイオキシン類</b>														
排ガスを採取した位置	-	A・B系共通 集じん器出口ダクト												
運転炉	-	A系炉						B系炉						
排ガスを採取した年月日	-	H29.6.7						H29.6.8						
測定結果を得られた年月日	-	H29.7.4						H29.7.4						
測定結果(ng-TEQ/m <sup>3</sup> )	10以下	0.17						0.59						

排ガス中の一酸化炭素濃度及びばい煙の測定結果は、酸素濃度12%の換算値

固形燃料(水分、温度、外観)と固形燃料保管設備内(温度、一酸化炭素濃度、清掃年月日)にかかる記録については、該当しないため表記しておりません。

平成 29 年度

維持管理状況に関する情報